

会議の公開について（案）

1. 中小企業政策審議会経営支援分科会は、中小企業政策審議会運営規程に基づき、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 2 営業日以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、会長に一任するものとする。